

農林水産物流通条件不利性解消事業における 臨時便利用の特例措置について

はじめに

新型コロナウイルス対策に取り組む中、航空便減便に伴い、農林水産物の出荷へも影響がありましたが、JA はじめ大口出荷団体と一部代理店の取り組み・要請や航空会社の協力によって臨時便の就航、定期便の大型化が行われ、多くの農林水産物を出荷することができました。

旅客収入がほぼ見込めない中、当該臨時便の貨物輸送代金は大幅に増加しているところ、県は、緊急的に支援を行うため、標記事業の特例措置を設けることとなりました。今回の特例措置は、膨大な事務作業負担など、JA の協力の上に成り立っています。

輸送費から補助金を控除した出荷団体負担分が通常より増える場合があること、JA と出荷委託契約を結ぶ必要があることなど、出荷団体の皆様にも一定の負担がありますが、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 特例措置対象団体

本則第2条(3)で定める出荷団体のうち、令和元年8月8日沖縄県指令農第926号により交付決定を受けた出荷団体(以下「指定荷主」という。)を対象とする。ただし、指定荷主である沖縄県農業協同組合(以下「JAおきなわ」という。)に出荷委託をした者も、JAおきなわが出荷団体となる限り、指定荷主とみなすものとする。

2 実施方法

- (1)指定荷主であるJAおきなわは、その他の指定荷主から出荷委託を受けて農林水産物流通条件不利性解消事業交付要綱(以下「本則」という)に定める行為を行うものとする。
- (2)指定荷主であるJAおきなわは、本則所定の手続により補助金の交付申請をしなければならない。

3 補助単価

(1) 特例措置の補助単価は、次の1)、2)のいずれか低い額とする。

- 1) 1キログラムあたりの補助対象経費(税抜)から通常の出荷団体負担相当額(40円/Kg)を控除した金額
- 2) 別表「特例基準額」欄に掲げる金額

(2) 特例措置の額は、上記(1)の特例措置の補助単価に、臨時便を利用して県外出荷された本則第4条に定める品目の重量を乗じて算出した額とする。

別表(4 補助金の額に関する特例措置関係)

輸送区間		輸送方法	特例基準額 (1kgあたり)
発地	着地		
沖縄本島	県外	航空	230円
宮古島	県外	航空	480円
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	250円
石垣島	県外	航空	500円
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	270円

ただし、宮古島、石垣島から沖縄本島まで臨時便ではない航空便を利用したときは、本則が適用される。

4 留意事項

(1) 臨時便分の補助を受けるためには、JAと委託契約が必要である

(2) 臨時便を利用した分は、JAのみが補助申請を行う

※離島発については、本島行き、県外行きのいずれかで臨時便を利用した場合、JAと委託契約を結び、JAのみが補助申請を行う。例えば、本島行きが定期便、県外行きが臨時便利用となった場合、本島行き分の補助申請もJAが行う

※輸送区間で代理店が異なる場合は、別途調整が必要なため、県に申告すること(例:離島-本島間:船、本島-県外間:空輸)

(3) 臨時便利用分については、JAが補助申請することとなるが、今年度の補助申請における出荷計画は臨時便分も含めたものとする

※当該部分の補助金については、交付決定時に県で調整する予定である

(4) 遂行状況報告時に5、6月分の通常便分を報告する際は、代理店から通常便分のみ請求書をもらうか、分けることが難しい場合は、請求書内訳(別紙参照)を添付すること

※ヤマト運輸利用分(宮古発・石垣発)については、別途お知らせする

(5) 臨時便は補助単価を増額しているが、補助額を超える分については、通常と同様に出荷団体負担となる